様式第１６（第４０条関係）（第一面から第三面まで）

|  |
| --- |
| 認定申請書  申請年月日　２０２４年　１０月　４日    　　経済産業大臣　殿  （ふりがな） ぐりーんえきすぷれすかぶしきがいしゃ  一般事業主の氏名又は名称 グリーンエキスプレス株式会社  （ふりがな） こばやし　ゆきお  （法人の場合）代表者の氏名 小林　幸男  住所　〒063-0833  北海道札幌市西区発寒13条14丁目1080-30  法人番号　6430001027844  　情報処理の促進に関する法律第３１条に基づき、情報処理の促進に関する法律施行規則第４１条（①第１号、②第２号）に掲げる基準による認定を受けたいので、下記のとおり申請します。 |
| 記  情報処理システムの運用及び管理に関する指針に関する取組の実施状況  　(1) 企業経営の方向性及び情報処理技術の活用の方向性の決定   |  |  | | --- | --- | | 公表媒体（文書等）の名称 | グリーンエキスプレス株式会社 DX 戦略 | | 公表日 | 2024年　10月　1日 | | 公表方法・公表場所・記載箇所・ページ | ホームページ：https://green-exp.co.jp/company\_info/  下にスクロールすると「グリーンエキスプレスグループ企業理念」があり、その次の見出し「DXの推進」内  リンク：グリーンエキスプレスのDX戦略  https://green-exp.co.jp/wp/wp-content/uploads/2024/08/307f9661e1f6ca7e5f19a21537bc3719-1.pdf  1ページ目 | | 記載内容抜粋 | 当社はこれまで、オンプレにて独自の配車システム（TMS）、倉庫システム（WMS）を構築することにより、BtoBの物流事業、倉庫事業を行ってきました。夫々のシステムには様々なデータが存在していますが、データの蓄積、分析、共有が十分に行われてきたとは言えません。  そこで当社では、クラウドにシステムを統合化しデータをステークホルダーへ「見える化」することで、透明化し、分かりやすくします。その手段としてデジタルを推進します。  この「デジタルを活用した見える化」が新たなサービスを生み出し、生活インフラとも言える物流が止まることなく、地域・経済・社会の発展に貢献するものと考えます。 | | 意思決定機関の決定に基づいていることの説明 | 取締役会設置会社ではないため、取締役会に準ずる機関である役員会議にて承認。  ■役員会議の詳細  ・参加者：社長、専務、社長室室長、経理部部長、経営企画室室長、営業部部長  ・開催頻度：3か月に1回、臨時開催あり  ・話し合う内容：経営戦略、投資、組織体制 |   (2) 企業経営及び情報処理技術の活用の具体的な方策（戦略）の決定   |  |  | | --- | --- | | 公表媒体（文書等）の名称 | グリーンエキスプレス株式会社 DX 戦略 | | 公表日 | 2024年　10月　1日 | | 公表方法・公表場所・記載箇所・ページ | ホームページ：https://green-exp.co.jp/company\_info/  下にスクロールすると「グリーンエキスプレスグループ企業理念」があり、その次の見出し「DXの推進」内  リンク：グリーンエキスプレスのDX戦略  https://green-exp.co.jp/wp/wp-content/uploads/2024/08/307f9661e1f6ca7e5f19a21537bc3719-1.pdf  ２ページ目 | | 記載内容抜粋 | 未だに社内及び取引先との受注、在庫情報のやりとりをメール、FAXで行っています。  Web-EDIを導入し、受注情報を倉庫管理（WMS）、配車管理(TMS)へ連携することにより、これまでの手入力作業を削減し、業務の効率化を図ります。EDI＋外部データソースにより、倉庫作業報告、入出庫・在庫、配車状況を取引先へ公開し、顧客満足度を向上します。  また、取引データから需要予測を正確に行い、市場の変化を感じ取り、データに基づいた経営を行います。 | | 意思決定機関の決定に基づいていることの説明 | 取締役会設置会社ではないため、取締役会に準ずる機関である役員会議にて承認。  ■役員会議の詳細  ・参加者：社長、専務、社長室室長、経理部部長、経営企画室室長、営業部部長  ・開催頻度：3か月に1回、臨時開催あり  ・話し合う内容：経営戦略、投資、組織体制 |   　　① 戦略を効果的に進めるための体制の提示   |  |  | | --- | --- | | 戦略における記載箇所・ページ | 1. DX推進体制 2. 人材育成   ３ページ目 | | 記載内容抜粋 | DX推進体制  現場（配車営業部門、倉庫事業部門、経理部）が主体的に課題を抽出し、情報処理課でデジタル化の実現検討を行います。検討結果を役員会議にて導入判断します。  システム開発は内製では出来ない部分を、ＩＴベンダー、自治体等と協業し開発していきます。  人材育成  企業向けDX・AI人材育成研修サービスと連携し、全社的にITリテラシーの底上げから行い、現場が主体的に遂行していける環境を整備します。また、E-Learningシステムを使用し定期的に行うことで、形骸化を抑止します。また、IT人材の創出を進める為、ITパスポート試験等の国家資格取得を推奨していきます。 |   　　② 最新の情報処理技術を活用するための環境整備の具体的方策の提示   |  |  | | --- | --- | | 戦略における記載箇所・ページ | ③イメージ  1ページ目、2ページ目 | | 記載内容抜粋 | １） クラウド化  オンプレの各システムをクラウド上に再構築し、システムの可用性を向上します。  また、TMS,WMSを統合したソリューションを導入、経理システムとAPI連携し、業務の効率化を図ります。 |   (3) 戦略の達成状況に係る指標の決定   |  |  | | --- | --- | | 公表媒体（文書等）の名称 | グリーンエキスプレス株式会社 DX 戦略 | | 公表日 | 2024年　10月　1日 | | 公表方法・公表場所・記載箇所・ページ | ホームページ：https://green-exp.co.jp/company\_info/  下にスクロールすると「グリーンエキスプレスグループ企業理念」があり、その次の見出し「DXの推進」内  リンク：グリーンエキスプレスのDX戦略  https://green-exp.co.jp/wp/wp-content/uploads/2024/08/307f9661e1f6ca7e5f19a21537bc3719-1.pdf  ２ページ目 | | 記載内容抜粋 | ２． ロードマップ／KPI  　■2025年度上半期内までに達成  　　・AI-OCRの導入　導入事業所数　1事業所  　■2026年度上半期内までに達成  　　・クラウド化（TMS、WMSの統合）　導入事業所数　1事業所  　　・Web-EDI、外部データソースの促進　取引先数　1社 |   (4) 実務執行総括責任者による効果的な戦略の推進等を図るために必要な情報発信   |  |  | | --- | --- | | 発信日 | 2024年　8月　6日 | | 発信方法 | ホームページ：https://green-exp.co.jp/company\_info/  下にスクロールすると「グリーンエキスプレスグループ企業理念」があり、その次の見出し「DXの推進」内  1. 実務執行総括責任者による情報発信 | | 発信内容 | 当社は1956年創業以来、輸送事業、倉庫事業を行っており、2006年にはグループ会社5社の出資により協同組合を設立し、共同化による仕入れコストの削減、車両の効率化に取り組んできました。 しかし、2024年問題によるドライバーの拘束時間の制限やドライバー不足により、輸送事業での売上は減少傾向になると予想されます。 そこで当社では、様々な業務課題をWBS化し、分析したうえで最適なソリューションを構築し効率化していきます。 お客様に新しいサービス、付加価値を提供、情報を「見える化」していくことが当社の役割だと位置付け、その手段としてデジタル化を推し進めていきます。 |   　(5) 実務執行総括責任者が主導的な役割を果たすことによる、事業者が利用する情報処理システムにおける課題の把握   |  |  | | --- | --- | | 実施時期 | 2024年3月頃　～　継続実施中 | | 実施内容 | 「DX推進指標」による自己分析を行い、自己診断フォーマットを提出済み。 |   　(6) サイバーセキュリティに関する対策の的確な策定及び実施   |  |  | | --- | --- | | 実施時期 | 2024年8月頃　～　継続実施中 | | 実施内容 | SECURITY ACTION制度に基づき二つ星を宣言しました。 |   （注）(1)～(3)の取組において公表先のURLを提出しない場合は次の①の書類を、(4)の取組において情報発信内容を確認できるウェブサイトのURLを提出しない場合は、次の②の書類を添付すること。また、必要に応じて③、④の書類を添付できる。  ①　(1)～(3)の取組における、公表を行っていることを明らかにする書類（公表先のウェブサイトの画面を印刷した書類等）  ②　(4)の取組における、情報発信を行っていることを明らかにする書類（情報発信内容を確認できるウェブサイトの画面を印刷した書類等）  ③　(1)の取組における企業経営の方向性及び情報処理技術の活用の方向性、(2) の取組における戦略を補足説明するための書類（最新の情報処理技術の変化による影響を踏まえた観点から決定していることを説明する書類等）  ④　(5)～(6)の取組における、実施内容を補足説明するための書類 |

備考．用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。

様式第１６（第４０条関係）（第四面及び第五面）

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 情報処理の促進に関する法律施行規則第４１条第２号に掲げる基準による認定を受けようとする場合は、以下についても記載すること。  　(1) データ連携システムの運用及び管理に関する説明   |  |  | | --- | --- | | データ連携システムの目的、概要に関する説明 |  | | データ連携システムの運用及び管理を開始した日 | 年　　月　　日 | | ガイドラインその他の機構が定める文書等の名称 |  | | 開発、運用及び管理を共同で行うことが合理的であることの説明 |  | | データ連携システムにおいてデータ流通機能及び連携サービス機能を有することの説明 |  |   (2) 利用者に対するデータの管理に関する事項の開示   |  |  | | --- | --- | | 文書等の名称 |  | | 記載箇所・ページ |  | | 実施内容 |  |   　(3) データ連携システムの安全性及び信頼性の確保のために必要な措置の継続的な実施   |  |  | | --- | --- | | 文書等の名称 |  | | 記載箇所・ページ |  | | 実施内容 |  |   　(4) データ連携システムに接続する情報処理システムの安全性及び信頼性を確保されていることを確認するために必要な措置の継続的な実施   |  |  | | --- | --- | | 文書等の名称 |  | | 記載箇所・ページ |  | | 実施内容 |  |   　(5) 他のデータ連携システムとの相互の連携を確保するためにデータ連携システムが準拠する基準の公表   |  |  | | --- | --- | | 公表媒体（文書等）の名称 |  | | 準拠する基準に対してデータ連携システムで機能を整備していることの説明 |  |   　(6) データ連携システムに係る事業の実施に必要な経営の安定性及び経営資源の確保   |  |  | | --- | --- | | 経営の安定性の確保に関する説明 |  | | 経営資源の確保に関する説明 |  |   （注）(1)～(6)の取組においては、必要に応じて実施内容を補足説明するための書類を添付するものとする。 |

備考．用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。

様式第１６（第４０条関係）（第六面）

（記載要領）

１．「申請年月日」欄は、経済産業大臣に認定申請書を提出する年月日を記載すること。

２．「住所」欄は、一般事業主が法人の場合にあっては、主たる事務所の所在地を記載すること。

３．一般事業主が法人の場合であって法人番号が記入されている場合は、一般事業主の氏名又は名称、代表者の氏名、住所の記載を省略することができる。

４．申請を行う類型について、該当するものの番号を○で囲むこと。

５．申請内容は正しく記載すること。認定後、虚偽または不正の申請を行ったことが判明した場合には、認定の取消し等所要の措置を講ずることがある。